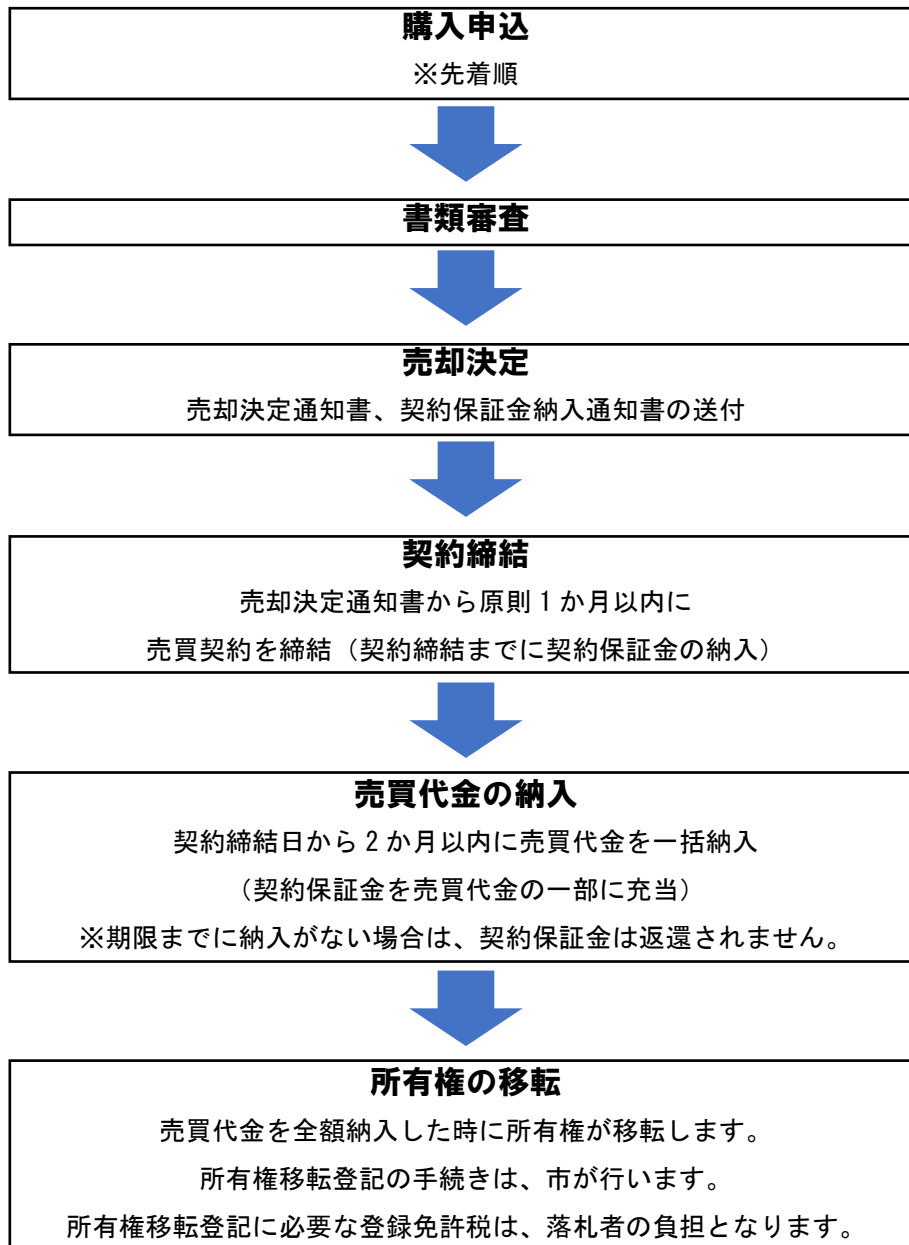


募 集 要 領

【堀立 475 番 1】

豊前市役所 財務課

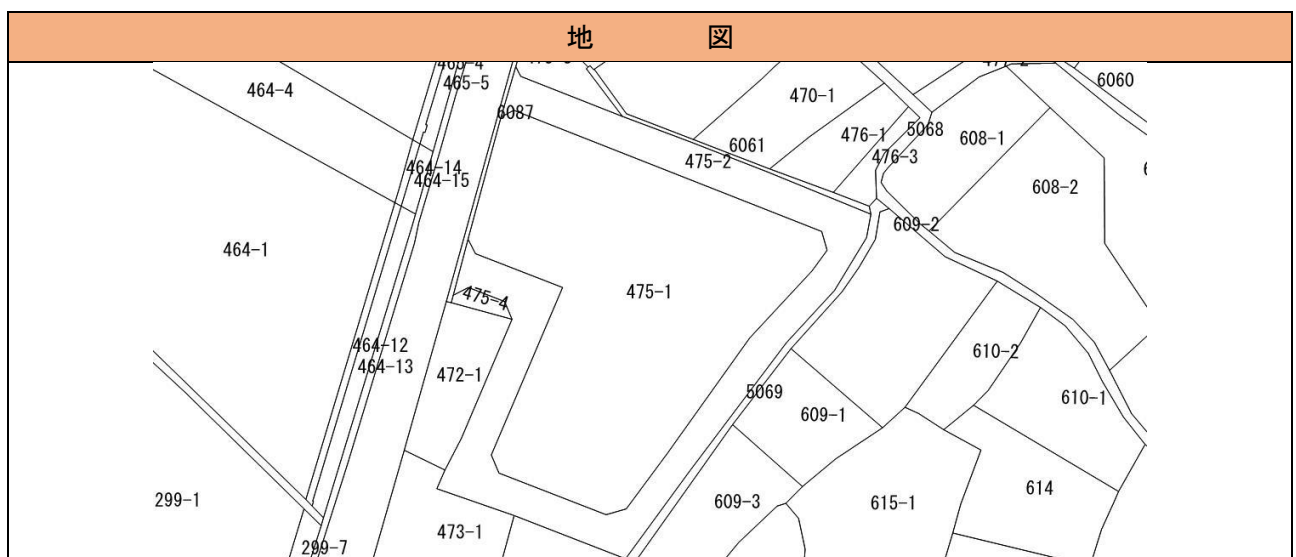
売却手続きの流れ



物 件 調 書

物 件 番 号	1			
所 在 地	豊前市大字堀立 475 番 1		地 目	宅地
面 積	登記簿：1930.32 ㎡	実測：1930.32 ㎡	約 583.92 坪	
道 路 の 状 況	西側に県道、北・東・南側に市道と接道			
都市計画法等 による制限	都市計画区域内（非線引き区域）			
	用 途 地 域	白地地域	最 高 高 さ	無
	建 ぺ い 率	70%	外 壁 後 退	無
	容 積 率	200%	最 低 敷 地	無
	そ の 他	無		
供給処理施設 の 状 況	電 気	有【九州電力株】	上 水 道	有【上下水道課】
	ガ ス	有【プロパンガス】	下 水 道	無
交 通 機 関	J R三毛門駅（日豊本線）		約 2,700m	
	豊前市バス岸井バス停（轟線）		約 500m	
公 共 機 関	豊前市役所		約 800m	
	豊前市立黒土小学校		約 800m	
	豊前市立千束中学校		約 2,600m	
特 記 事 項	・ 物件の引き渡しは現状のままとします。 ・ 木杭とロープによる囲いを行っていますが、一部が市道に越境しています。 当該敷地沿いにブロック塀等を設置する場合は、境界標を確認のうえ設置してください。 ・ 上水道を利用する場合は、新規に給水管を引き込む必要があります。 ・ 下水道区域ではないため、浄化槽の設置が必要です。 ・ 北・東・南側の市道は拡幅工事を予定しています。時期等の詳細は、落札者決定後に改めて説明させていただきます。			

最低売却価格	18,067,000 円	単 価	9,360 円/m ²	約 30,942 円/坪
--------	--------------	-----	------------------------	--------------



※ 物件調書は、物件の概要を把握するための参考資料です。
必ず購入希望者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

① 申込条件

1. 申込みは、個人・法人を問いませんが、次の各号に該当する場合は申込みできません。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者
- (2) 市税・徴収金等の滞納者
- (3) 個人又は法人の役員等※が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員に該当する者
- (4) 当該物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者
- (5) 次のいずれかに該当する者
 - ・暴力団員がその経営に実質的に関与している者
 - ・自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者
 - ・暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ・暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (6) 前号(3)～(5)に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

※役員等とは、「法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者」をいう。

【地方自治法施行令（昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号）より抜粋】

（一般競争入札の参加者の資格）

第 167 条の 4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について 3 年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
- (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- (7) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当り代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

② 受付及び必要書類

1. 受付

受付方法	先着順
受付場所	豊前市役所 2 階 財務課管財係 (※持参のみ)

2. 必要書類

個人の場合	法人の場合
・市有地購入申込書 ※必要事項を記載し、実印を押印したもの 【添付書類】 ・住民票謄本 ・納付金等証明願（個人）※市内在住 ・市税完納証明書※市外在住 ・所得証明書又は源泉徴収票の写し ・身分証明書※本籍地の市町村で発行されたもの	・市有地購入申込書 ※必要事項を記載し実印を押印したもの 【添付書類】 ・法人登記簿謄本 ・納付金等証明願（法人）※本店が市内 ・納付金等証明願（代表者分）※代表者が市内在住 ・完納証明書※本店が市外、代表者が市外在住
※添付書類は、発行後 3 か月以内のものを提出してください。 共有名義とする場合は、一般競争入札参加申込書の共有者欄の記入と共有者全員分の添付書類を提出してください。	

③ 売却の決定

提出書類の審査後、売却を決定します。

売却決定後は速やかに売却決定通知書、契約保証金納入通知書を郵送します。

④ 契約締結

売却決定通知書が届いてから原則 1 か月以内に売買契約を締結していただきます。

契約は豊前市役所 財務課で行います。また、契約締結の日までに契約保証金として売買代金の 10% 相当を市の発行する納入通知書により納付していただきます。

契約の際に必要なもの (必ずお持ちください。)	・契約保証金納入通知書の領収書のコピー ・実印 ・印鑑証明書 ・収入印紙（契約に関する印紙税・所有権移転登記時の登録免許税）
----------------------------	--

⑤ 売買代金の納入

売買代金から契約保証金を差し引いた額を契約締結の日から 2 か月以内に全額納入してください。

期限までに納入がない場合は即時に契約を解除し、納入した契約保証金は違約金として豊前市に帰属します。

⑥ 契約上の条件

公法上の規制等のほか、下記のとおり入札物件の用途を制限します。

また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し、若しくは売買物件を第三者に貸してはなりません。

- (1) 落札者は、売買契約締結の日から 10 年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業の用に供することはできません。
- (2) 落札者は、売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 項に規定する暴力団の事務所又はその他これに類するものの用に供することはできません。

⑦ 所有権の移転等

1. 所有権移転登記

所有権移転登記は、売買代金が完納されたことを確認した後に市が嘱託登記で行います。

なお、共有名義での所有権移転登記を希望する場合は、購入申込書の共有者欄の記入と共有者全員分の添付書類を提出する必要があります。売却決定後に名義人の変更（共有者含む）はできませんので、ご注意ください。

2. 費用負担

所有権移転登記に必要な登録免許税は落札者の負担となります。

なお、登記は市が嘱託登記で行うため、登記手続きの手数料は必要ありません。

⑧ その他

- (1) 物件の引き渡しは現状のままとします。

⑨ 問合せ先

豊前市大字吉木 9 5 5 番地

豊前市役所 財務課 管財係 TEL : 0979-82-1120